

# 令和5年度水質検査計画



南富良野町はイトウが生息できる環境を保全しています

南富良野町建設課上下水道係

### 【水質検査計画とは】

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全・安心であることを保証するために不可欠なものです。

水質検査計画は、計画的かつ効率的に実施するため、検査項目、方法、頻度、採水地点を定めたもので毎事業年度の開始前に策定し公表しています。

### 【水質検査計画の内容】

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項
4. 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由
5. 臨時の水質検査に関する事項
6. 水質検査の方法及び委託内容
7. 試料の採取及び運搬方法
8. 委託した検査の実施状況の確認方法
9. 水質検査計画及び検査結果の公表
10. 水質検査の精度と信頼性保証
11. 関係者との連携

## 1. 基本方針

水源の表流水及びかなやま湖水の特徴及び水質管理において留意すべき事項を踏まえ、各施設の水質検査計画を策定し、この計画に基づき水質検査を実施します。

### (1) 検査地点

水道法で義務づけられている水道水の検査を浄水場などの系統を代表する給水栓（蛇口の水）及び原水（浄水場で処理する前の水）で行います。

### (2) 検査項目

検査項目は、水道法で義務づけられている毎日検査・水質基準項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。

### (3) 検査頻度

水道法及び本町の過去の検査結果などに基づいて、別添水質検査項目一覧表のとおりとします。

浄水では、水道法に基づき、色、濁り、残留塩素の検査（水道法施行規則第15条第1項第1号イ）については、1日1回行います。

また、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、PH、味、臭気、色度及び濁度（水道法施行規則第15条第1項第3号イ）の検査は、月1回行います。

その他の項目の検査については、別添一覧表に掲げる検査頻度により行います。

## 2. 水道事業の概要

町の簡易水道施設は北落合・落合・幾寅・金山下金山統合・東鹿越・かなやま湖畔の6箇所があります。

個別の内容については、「別表1」のとおりです。

## 3. 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

### (1) 原水水質の状況（河川水）

過去のデータなどから各地区における原水水質の汚染要因及び水質管理上注意すべき水質検査項目を下表に示します。

	原水の汚染要因	水質管理上注意すべき水質項目
北落合地区	降雨及び融雪における濁度等 窒素肥料	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 濁度・色度・PH
落合地区	降雨及び融雪における濁度等	濁度・色度・PH
幾寅地区	降雨及び融雪における濁度等	濁度・色度・PH
金山・下金山地区	降雨及び融雪における濁度等	濁度・色度・PH
東鹿越地区	降雨及び融雪における濁度等	濁度・色度・PH
かなやま湖畔森林公園等地区	降雨及び融雪における濁度等	濁度・色度・PH

南富良野町の水道は、水質的に恵まれた水源を持ち、良好な河川水を取水し、適切な浄水処理を行い、水質基準を十分満足した安全で良質な水道水を供給しています。

## (2) 水道水の水質状況

水道水の水質状況につきましては、水道法に基づき毎日検査・定期検査などを行って水道水の安全性を確認しております。また、各簡易水道施設ごとの水道水の水質状況及び管理上留意する事項は次のとおりです。

- ①北落合地区簡易水道：水質基準値内ではありますが、塩素酸が夏期にわずかに検出されることより、貯蔵中の次亜塩素酸ナトリウムについて注意することと、浄水濁度にも注意しながら浄水処理を行います。
- ②落合地区簡易水道：水質基準値内であり、通年をとおして検査結果が良好で安定していますが、今後も浄水濁度等に注意をしながら浄水処理を行います。
- ③幾寅地区簡易水道：水質基準値内ではありますが、浄水処理の過程でアルミニウム系凝集剤(PAC)の使用によりアルミニウム及びその化合物の検査に影響することがないように注意することと、浄水濁度にも注意しながら浄水処理を行います。
- ④金山・下金山地区簡易水道：水質基準値内ではありますが、降雨や融雪後に水源において有機物・アルミニウム・鉄等が検出されることがあるので、浄水処理に注意すること。また、塩素酸が夏期にわずかに検出されることより、貯蔵中の次亜塩素酸ナトリウムについて注意して管理を行います。
- ⑤東鹿越地区飲料水供給施設簡易水道：水質基準値内ではありますが、鉄の値が少し高いことより浄水濁度にも注意しながら浄水処理に注意すること。また、塩素酸が夏期に高めに検出されることより、貯蔵中の次亜塩素酸ナトリウムについても注意して管理を行います。
- ⑥かなやま湖畔森林公園等地区簡易水道：水質基準値内ではありますが、降雨や融雪後において色度・アルミニウム等が検出されることがあるので、浄水濁度にも注意しながら浄水処理を行います。

上記の各簡易水道施設における水道水の水質については従来と同じく問題はありませんが、今後も町民の皆様へ安全で安心な水道水をご使用頂けるように努めます。

## 4. 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由は、別添一覧表及び別図に記載。

## 5. 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、以下のような事態が発生して水道水が水質基準に適合しない恐

れがある場合に行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近・給水区域及びその周辺において消火器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

検査項目については、次のとおりです。

① 必ず実施する項目

9項目を基本

【一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（TOC）、PH、味、臭気、色度、濁度】

② その他の項目

状況に応じて検査項目を選定し検査を行います。

## 6. 水質検査の方法及び委託内容

- (1) 検査方法については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」に基づいて検査を行うものとする。
- (2) 1日1回行う検査は、建設課上下水道係職員にて行います。
- (3) 定期検査については、水道法第20条の4に基づく厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関の中から南富良野町登録水質検査機関における選定条件により選定し、委託をして実施します。

## 7. 試料の採取及び運搬方法

- (1) 試料の採取については、南富良野町建設課上下水道係の職員が行いますが、受託者に採水を依頼する場合があるので、採水時には受託者の法令で定められた検査員が採水を行うこととする。
- (2) 運搬方法については、採水終了後に試料をクーラーボックスに入れ保冷し、破損防止の措置を施して受託者が社用車で検査施設まで運搬し搬入する。

## 8. 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査の結果の根拠となる試料等を求めて、適正に検査が実施されているかの確認を行います。

## 9. 水質検査計画及び検査結果の公表

(1) 水質計画

毎事業年度の開始前に作成し、南富良野町建設課上下水道係で閲覧できるほか、南富良野町ホームページに掲載します。

(2) 検査結果

南富良野町建設課上下水道係で閲覧及び南富良野町ホームページに掲載します。

10. 水質検査の精度と信頼性保証

水道水の安全性、安定性を確保し、町民に信頼される水道水を供給するためには、水質検査における精度と信頼性の保証はきわめて重要です。そのため、水質検査を委託した登録検査機関に対して、水質検査の精度管理に関する実施内容及び、信頼性保証の審査を実施して、水質検査精度の向上と信頼性保証に努めます。

11. 関係者との連携

水質事故発生の場合には、素早く適切な措置が講じられるよう速やかに、北海道富良野保健所・北海道環境生活課環境局環境推進課、市町村等の関係各機関及び水質検査委託機関と連携し、情報交換を図りながら対策を講じます。

令和5年度南富良野町水質検査計画施設の概要

令和5年3月末現在

施設の名稱	北落合浄水場	落合浄水場	幾寅浄水場	金山・下金山浄水場	下金山浄水場	東鹿越浄水場	キャンピング場浄水場
対象地区	北落合	落合	幾寅	金山・下金山	下金山	東鹿越	かなやま湖畔森林公園
行政区内人口	A 94	145	1,709	360		3	6
給水区域内人口	B 94	128	1,639	356		3	6
給水人口	C 92	128	1,639	339		3	6
未給水人口 (給水区域内)	D 2	0	0	17		0	0
給水率% E (C/B)	97.9%	100.0%	100.0%	95.2%	予備施設	100%	100%
年間取水量 m <sup>3</sup> F	11,468	22,941	220,612	60,266		6,284	14,323
総配水量(浄水量) m <sup>3</sup> G	10,425	20,855	200,556	54,787		5,713	13,021
有収水量 m <sup>3</sup> I	8,723	8,226	174,533	34,474		702	702
有収率 % N (I/G)	83.7%	39.4%	87.0%	62.9%		12.3%	82.8%
水源の名稱	石狩川水系エトロクツ川支流一の沢	石狩川水系ルオオツツツ川支流内の沢川	石狩川水系空知川支流内藤の沢川	石狩川水系空知川支流幌加の沢川	石狩川水系空知川支流下金山の沢川	石狩川水系空知川支流中の沢川(左岸)	石狩川水系空知川支流鹿の沢川(左岸)
種別	表流水						
取水量(水利権)	55m <sup>3</sup> /日	270m <sup>3</sup> /日	770m <sup>3</sup> /日	313m <sup>3</sup> /日	164m <sup>3</sup> /日	48m <sup>3</sup> /日	132m <sup>3</sup> /日
水源の名稱	石狩川水系空知川支流幾寅川		石狩川水系空知川支流内藤の沢川				石狩川水系空知川(かなやま湖水)
種別	表流水		表流水				湖水
取水量(水利権)	163m <sup>3</sup> /日		286m <sup>3</sup> /日				144m <sup>3</sup> /日
浄水処理方式	緩速ろ過方式	膜ろ過方式	前処理装置付緩速ろ過方式	前処理装置付緩速ろ過方式	緩速ろ過方式	緩速ろ過方式	前処理装置付緩速ろ過方式
使用している薬品	滅菌消毒剤 水道用次亜塩素酸ナトリウム	凝集剤 ポリ塩化アルミニウム(PAC)	凝集剤 ポリ塩化アルミニウム(PAC)	凝集剤 ポリ塩化アルミニウム(PAC)	滅菌消毒剤 水道用次亜塩素酸ナトリウム	滅菌消毒剤 水道用次亜塩素酸ナトリウム	凝集剤 ポリ塩化アルミニウム(PAC)
		滅菌消毒剤 水道用次亜塩素酸ナトリウム	滅菌消毒剤 水道用次亜塩素酸ナトリウム	滅菌消毒剤 水道用次亜塩素酸ナトリウム			滅菌消毒剤 水道用次亜塩素酸ナトリウム

## 各簡易水道施設水質検査業務委託 月別検査項目

項目名	検査月												基準値
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
施設名	南富良野町簡易水道(北落合地区)												
分析区分(試料名)	浄水												
採水場所	北落合除雪管理センター												
一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	100個/ml以下
大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	検出されないこと
カドミウム及びその化合物					○								0.003mg/L以下
水銀及びその化合物					○								0.0005mg/L以下
セレン及びその化合物					○								0.01mg/L以下
鉛及びその化合物					○								0.01mg/L以下
ヒ素及びその化合物					○								0.01mg/L以下
六価クロム化合物					○								0.02mg/L以下
亜硝酸態窒素					○								0.04mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン		◎			◎			◎			◎		0.01mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10mg/L以下
フッ素及びその化合物					○								0.8mg/L以下
ホウ素及びその化合物					○								1.0mg/L以下
四塩化炭素					○								0.002mg/L以下
1,4-ジオキサン					○								0.05mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								0.04mg/L以下
ジクロロメタン					○								0.02mg/L以下
テトラクロロエチレン					○								0.01mg/L以下
トリクロロエチレン					○								0.01mg/L以下
ベンゼン					○								0.01mg/L以下
塩素酸		◎			◎			◎			◎		0.5mg/L以下
クロロ酢酸		◎			◎			◎			◎		0.02mg/L以下
クロロホルム		◎			◎			◎			◎		0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸		◎			◎			◎			◎		0.03mg/L以下
ジブロモクロロメタン		◎			◎			◎			◎		0.1mg/L以下
臭素酸		◎			◎			◎			◎		0.01mg/L以下
総トリハロメタン		◎			◎			◎			◎		0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸		◎			◎			◎			◎		0.03mg/L以下
ブロモジクロロメタン		◎			◎			◎			◎		0.03mg/L以下
ブロモホルム		◎			◎			◎			◎		0.09mg/L以下
ホルムアルデヒド		◎			◎			◎			◎		0.08mg/L以下
亜鉛及びその化合物					○								1.0mg/L以下
アルミニウム及びその化合物					○								0.2mg/L以下
鉄及びその化合物					○								0.3mg/L以下
銅及びその化合物					○								1.0mg/L以下
ナトリウム及びその化合物					○								200mg/L以下
マンガン及びその化合物					○								0.05mg/L以下
塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	200mg/L以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○								300mg/L以下
蒸発残留物					○								500mg/L以下
陰イオン界面活性剤					○								0.2mg/L以下
ジェオスミン					□								0.0001mg/L以下
2-メチルイソボルネオール					□								0.0001mg/L以下
非イオン界面活性剤					○								0.02mg/L以下
フェノール類					○								0.005mg/L以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	3mg/L以下
pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5.8以上8.6以下
味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	異常でないこと
臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	異常でないこと
色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5度以下
濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	2度以下
残留塩素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0.1mg/L以上
項目数	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	

※ 「○」は、一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能な項目。

※ 「□」は、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、これらの物質を産生する藻類等の発生時期に併せて月1回以上実施する項目。

※ 「●」は、月1回以上実施する項目。

※ 「◎」は、3ヶ月に1回以上実施する項目。

## 各簡易水道施設水質検査業務委託 月別検査項目

項目名	検査月												基準値
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
施設名	南富良野町簡易水道(落合地区)												
分析区分(試料名)	浄水												
採水場所	落合消防庁舎												
一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	100個/mL以下
大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	検出されないこと
カドミウム及びその化合物					○								0.003mg/L以下
水銀及びその化合物					○								0.0005mg/L以下
セレン及びその化合物					○								0.01mg/L以下
鉛及びその化合物					○								0.01mg/L以下
ヒ素及びその化合物					○								0.01mg/L以下
六価クロム化合物					○								0.02mg/L以下
亜硝酸態窒素					○								0.04mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン		◎			◎			◎			◎		0.01mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○								10mg/L以下
フッ素及びその化合物					○								0.8mg/L以下
ホウ素及びその化合物					○								1.0mg/L以下
四塩化炭素					○								0.002mg/L以下
1,4-ジオキサソ					○								0.05mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								0.04mg/L以下
ジクロロメタン					○								0.02mg/L以下
テトラクロロエチレン					○								0.01mg/L以下
トリクロロエチレン					○								0.01mg/L以下
ベンゼン					○								0.01mg/L以下
塩素酸		◎			◎			◎			◎		0.5mg/L以下
クロロ酢酸		◎			◎			◎			◎		0.02mg/L以下
クロロホルム		◎			◎			◎			◎		0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸		◎			◎			◎			◎		0.03mg/L以下
ジブromクロロメタン		◎			◎			◎			◎		0.1mg/L以下
臭素酸		◎			◎			◎			◎		0.01mg/L以下
総トリハロメタン		◎			◎			◎			◎		0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸		◎			◎			◎			◎		0.03mg/L以下
ブromジクロロメタン		◎			◎			◎			◎		0.03mg/L以下
ブromホルム		◎			◎			◎			◎		0.09mg/L以下
ホルムアルデヒド		◎			◎			◎			◎		0.08mg/L以下
亜鉛及びその化合物					○								1.0mg/L以下
アルミニウム及びその化合物					○								0.2mg/L以下
鉄及びその化合物					○								0.3mg/L以下
銅及びその化合物					○								1.0mg/L以下
ナトリウム及びその化合物					○								200mg/L以下
マンガン及びその化合物					○								0.05mg/L以下
塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	200mg/L以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○								300mg/L以下
蒸発残留物					○								500mg/L以下
陰イオン界面活性剤					○								0.2mg/L以下
ジェオスミン					□								0.0001mg/L以下
2-メチルイソボルネオール					□								0.0001mg/L以下
非イオン界面活性剤					○								0.02mg/L以下
フェノール類					○								0.005mg/L以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	3mg/L以下
pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5.8以上8.6以下
味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	異常でないこと
臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	異常でないこと
色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5度以下
濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	2度以下
残留塩素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0.1mg/L以上
項目数	9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21	9	

※ 「○」は、一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能な項目。

※ 「□」は、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、これらの物質を産生する藻類等の発生時期に併せて月1回以上実施する項目。

※ 「●」は、月1回以上実施する項目。

※ 「◎」は、3ヶ月に1回以上実施する項目。

## 各簡易水道施設水質検査業務委託 月別検査項目

施設名	南富良野町簡易水道(幾寅地区)
分析区分(試料名)	浄水
採水場所	幾寅保育所

項目名	検査月												基準値
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	100個/mL以下
大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	検出されないこと
カドミウム及びその化合物					○								0.003mg/L以下
水銀及びその化合物					○								0.0005mg/L以下
セレン及びその化合物					○								0.01mg/L以下
鉛及びその化合物					○								0.01mg/L以下
ヒ素及びその化合物					○								0.01mg/L以下
六価クロム化合物					○								0.02mg/L以下
亜硝酸態窒素					○								0.04mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン		◎			◎			◎			◎		0.01mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○								10mg/L以下
フッ素及びその化合物					○								0.8mg/L以下
ホウ素及びその化合物					○								1.0mg/L以下
四塩化炭素					○								0.002mg/L以下
1,4-ジオキサン					○								0.05mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								0.04mg/L以下
ジクロロメタン					○								0.02mg/L以下
テトラクロロエチレン					○								0.01mg/L以下
トリクロロエチレン					○								0.01mg/L以下
ベンゼン					○								0.01mg/L以下
塩素酸		◎			◎			◎			◎		0.5mg/L以下
クロロ酢酸		◎			◎			◎			◎		0.02mg/L以下
クロロホルム		◎			◎			◎			◎		0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸		◎			◎			◎			◎		0.03mg/L以下
ジブromクロロメタン		◎			◎			◎			◎		0.1mg/L以下
臭素酸		◎			◎			◎			◎		0.01mg/L以下
総トリハロメタン		◎			◎			◎			◎		0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸		◎			◎			◎			◎		0.03mg/L以下
ブromジクロロメタン		◎			◎			◎			◎		0.03mg/L以下
ブromホルム		◎			◎			◎			◎		0.09mg/L以下
ホルムアルデヒド		◎			◎			◎			◎		0.08mg/L以下
亜鉛及びその化合物					○								1.0mg/L以下
アルミニウム及びその化合物		○			○			○			○		0.2mg/L以下
鉄及びその化合物					○								0.3mg/L以下
銅及びその化合物					○								1.0mg/L以下
ナトリウム及びその化合物					○								200mg/L以下
マンガン及びその化合物					○								0.05mg/L以下
塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	200mg/L以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○								300mg/L以下
蒸発残留物					○								500mg/L以下
陰イオン界面活性剤					○								0.2mg/L以下
ジェオスミン					□								0.0001mg/L以下
2-メチルイソボルネオール					□								0.0001mg/L以下
非イオン界面活性剤					○								0.02mg/L以下
フェノール類					○								0.005mg/L以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	3mg/L以下
pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5.8以上8.6以下
味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	異常でないこと
臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	異常でないこと
色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5度以下
濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	2度以下
残留塩素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0.1mg/L以上
項目数	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	

- ※ 「○」は、一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能な項目。  
 ※ 「□」は、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、これらの物質を産生する藻類等の発生時期に併せて月1回以上実施する項目。  
 ※ 「●」は、月1回以上実施する項目。  
 ※ 「◎」は、3ヶ月に1回以上実施する項目。

## 各簡易水道施設水質検査業務委託 月別検査項目

施設名	南富良野町簡易水道(金山・下金山地区)												
分析区分(試料名)	浄水												
採水場所	金山保育所												
項目名	検査月												基準値
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	100個/mL以下
大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	検出されないこと
カドミウム及びその化合物					○								0.003mg/L以下
水銀及びその化合物					○								0.0005mg/L以下
セレン及びその化合物					○								0.01mg/L以下
鉛及びその化合物					○								0.01mg/L以下
ヒ素及びその化合物					○								0.01mg/L以下
六価クロム化合物					○								0.02mg/L以下
亜硝酸態窒素					○								0.04mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン		◎			◎			◎			◎		0.01mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○								10mg/L以下
フッ素及びその化合物					○								0.8mg/L以下
ホウ素及びその化合物					○								1.0mg/L以下
四塩化炭素					○								0.002mg/L以下
1,4-ジオキサン					○								0.05mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								0.04mg/L以下
ジクロロメタン					○								0.02mg/L以下
テトラクロロエチレン					○								0.01mg/L以下
トリクロロエチレン					○								0.01mg/L以下
ベンゼン					○								0.01mg/L以下
塩素酸		◎			◎			◎			◎		0.5mg/L以下
クロロ酢酸		◎			◎			◎			◎		0.02mg/L以下
クロロホルム		◎			◎			◎			◎		0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸		◎			◎			◎			◎		0.03mg/L以下
ジブロモクロロメタン		◎			◎			◎			◎		0.1mg/L以下
臭素酸		◎			◎			◎			◎		0.01mg/L以下
総トリハロメタン		◎			◎			◎			◎		0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸		◎			◎			◎			◎		0.03mg/L以下
ブロモジクロロメタン		◎			◎			◎			◎		0.03mg/L以下
ブロモホルム		◎			◎			◎			◎		0.09mg/L以下
ホルムアルデヒド		◎			◎			◎			◎		0.08mg/L以下
亜鉛及びその化合物					○								1.0mg/L以下
アルミニウム及びその化合物					○								0.2mg/L以下
鉄及びその化合物					○								0.3mg/L以下
銅及びその化合物					○								1.0mg/L以下
ナトリウム及びその化合物					○								200mg/L以下
マンガン及びその化合物					○								0.05mg/L以下
塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	200mg/L以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○								300mg/L以下
蒸発残留物					○								500mg/L以下
陰イオン界面活性剤					○								0.2mg/L以下
ジェオスミン					□								0.0001mg/L以下
2-メチルイソボルネオール					□								0.0001mg/L以下
非イオン界面活性剤					○								0.02mg/L以下
フェノール類					○								0.005mg/L以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	3mg/L以下
pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5.8以上8.6以下
味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	異常でないこと
臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	異常でないこと
色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5度以下
濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	2度以下
残留塩素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0.1mg/L以上
項目数	9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21	9	

※ 「○」は、一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能な項目。

※ 「□」は、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、これらの物質を産生する藻類等の発生時期に併せて月1回以上実施する項目。

※ 「●」は、月1回以上実施する項目。

※ 「◎」は、3ヶ月に1回以上実施する項目。

## 各簡易水道施設水質検査業務委託 月別検査項目

施設名	南富良野町簡易水道(下金山地区)
分析区分(試料名)	浄水
採水場所	下金山消防庁舎

項目名	検査月												基準値
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	100個/mL以下
大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	検出されないこと
カドミウム及びその化合物					○								0.003mg/L以下
水銀及びその化合物					○								0.0005mg/L以下
セレン及びその化合物					○								0.01mg/L以下
鉛及びその化合物					○								0.01mg/L以下
ヒ素及びその化合物					○								0.01mg/L以下
六価クロム化合物					○								0.02mg/L以下
亜硝酸態窒素					○								0.04mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン		◎			◎			◎			◎		0.01mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○								10mg/L以下
フッ素及びその化合物					○								0.8mg/L以下
ホウ素及びその化合物					○								1.0mg/L以下
四塩化炭素					○								0.002mg/L以下
1,4-ジオキサソ					○								0.05mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								0.04mg/L以下
ジクロロメタン					○								0.02mg/L以下
テトラクロロエチレン					○								0.01mg/L以下
トリクロロエチレン					○								0.01mg/L以下
ベンゼン					○								0.01mg/L以下
塩素酸		◎			◎			◎			◎		0.5mg/L以下
クロロ酢酸		◎			◎			◎			◎		0.02mg/L以下
クロロホルム		◎			◎			◎			◎		0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸		◎			◎			◎			◎		0.03mg/L以下
ジブロモクロロメタン		◎			◎			◎			◎		0.1mg/L以下
臭素酸		◎			◎			◎			◎		0.01mg/L以下
総トリハロメタン		◎			◎			◎			◎		0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸		◎			◎			◎			◎		0.03mg/L以下
ブロモジクロロメタン		◎			◎			◎			◎		0.03mg/L以下
ブロモホルム		◎			◎			◎			◎		0.09mg/L以下
ホルムアルデヒド		◎			◎			◎			◎		0.08mg/L以下
亜鉛及びその化合物					○								1.0mg/L以下
アルミニウム及びその化合物					○								0.2mg/L以下
鉄及びその化合物					○								0.3mg/L以下
銅及びその化合物					○								1.0mg/L以下
ナトリウム及びその化合物					○								200mg/L以下
マンガン及びその化合物					○								0.05mg/L以下
塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	200mg/L以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○								300mg/L以下
蒸発残留物					○								500mg/L以下
陰イオン界面活性剤					○								0.2mg/L以下
ジェオスミン					□								0.0001mg/L以下
2-メチルイソボルネオール					□								0.0001mg/L以下
非イオン界面活性剤					○								0.02mg/L以下
フェノール類					○								0.005mg/L以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	3mg/L以下
pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5.8以上8.6以下
味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	異常でないこと
臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	異常でないこと
色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5度以下
濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	2度以下
残留塩素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0.1mg/L以上
項目数	9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21	9	

※ 「○」は、一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能な項目。

※ 「□」は、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、これらの物質を産生する藻類等の発生時期に併せて月1回以上実施する項目。

※ 「●」は、月1回以上実施する項目。

※ 「◎」は、3ヶ月に1回以上実施する項目。

## 各簡易水道施設水質検査業務委託 月別検査項目

項目名	検査月												基準値
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
施設名	南富良野町簡易水道(東鹿越地区)												
分析区分(試料名)	浄水												
採水場所	東鹿越ポンプ場												
一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	100個/mL以下
大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	検出されないこと
カドミウム及びその化合物					○								0.003mg/L以下
水銀及びその化合物					○								0.0005mg/L以下
セレン及びその化合物					○								0.01mg/L以下
鉛及びその化合物					○								0.01mg/L以下
ヒ素及びその化合物					○								0.01mg/L以下
六価クロム化合物					○								0.02mg/L以下
亜硝酸態窒素					○								0.04mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン		◎			◎			◎			◎		0.01mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○								10mg/L以下
フッ素及びその化合物					○								0.8mg/L以下
ホウ素及びその化合物					○								1.0mg/L以下
四塩化炭素					○								0.002mg/L以下
1,4-ジオキサン					○								0.05mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								0.04mg/L以下
ジクロロメタン					○								0.02mg/L以下
テトラクロロエチレン					○								0.01mg/L以下
トリクロロエチレン					○								0.01mg/L以下
ベンゼン					○								0.01mg/L以下
塩素酸		◎			◎			◎			◎		0.5mg/L以下
クロロ酢酸		◎			◎			◎			◎		0.02mg/L以下
クロロホルム		◎			◎			◎			◎		0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸		◎			◎			◎			◎		0.03mg/L以下
ジブロモクロロメタン		◎			◎			◎			◎		0.1mg/L以下
臭素酸		◎			◎			◎			◎		0.01mg/L以下
総トリハロメタン		◎			◎			◎			◎		0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸		◎			◎			◎			◎		0.03mg/L以下
ブロモジクロロメタン		◎			◎			◎			◎		0.03mg/L以下
ブロモホルム		◎			◎			◎			◎		0.09mg/L以下
ホルムアルデヒド		◎			◎			◎			◎		0.08mg/L以下
亜鉛及びその化合物					○								1.0mg/L以下
アルミニウム及びその化合物					○								0.2mg/L以下
鉄及びその化合物		○			○			○			○		0.3mg/L以下
銅及びその化合物					○								1.0mg/L以下
ナトリウム及びその化合物					○								200mg/L以下
マンガン及びその化合物					○								0.05mg/L以下
塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	200mg/L以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○								300mg/L以下
蒸発残留物					○								500mg/L以下
陰イオン界面活性剤					○								0.2mg/L以下
ジェオスミン					□								0.0001mg/L以下
2-メチルイソボルネオール					□								0.0001mg/L以下
非イオン界面活性剤					○								0.02mg/L以下
フェノール類					○								0.005mg/L以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	3mg/L以下
pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5.8以上8.6以下
味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	異常でないこと
臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	異常でないこと
色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5度以下
濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	2度以下
残留塩素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0.1mg/L以上
項目数	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	

※ 「○」は、一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能な項目。

※ 「□」は、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、これらの物質を産生する藻類等の発生時期に併せて月1回以上実施する項目。

※ 「●」は、月1回以上実施する項目。

※ 「◎」は、3ヶ月に1回以上実施する項目。

各簡易水道施設水質検査業務委託 月別検査項目

項目名	検査月												基準値
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
施設名	南富良野町簡易水道(かなやま湖畔森林公園地区)												
分析区分(試料名)	浄水												
採水場所	保養センター・ホテルラーチ												
一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	100個/mL以下
大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	検出されないこと
カドミウム及びその化合物					○								0.003mg/L以下
水銀及びその化合物					○								0.005mg/L以下
セレン及びその化合物					○								0.01mg/L以下
鉛及びその化合物					○								0.01mg/L以下
ヒ素及びその化合物					○								0.01mg/L以下
六価クロム化合物					○								0.02mg/L以下
亜硝酸態窒素					○								0.04mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン		◎			◎			◎			◎		0.01mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○								10mg/L以下
フッ素及びその化合物					○								0.8mg/L以下
ホウ素及びその化合物					○								1.0mg/L以下
四塩化炭素					○								0.002mg/L以下
1,4-ジオキサン					○								0.05mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								0.04mg/L以下
ジクロロメタン					○								0.02mg/L以下
テトラクロロエチレン					○								0.01mg/L以下
トリクロロエチレン					○								0.01mg/L以下
ベンゼン					○								0.01mg/L以下
塩素酸		◎			◎			◎			◎		0.5mg/L以下
クロロ酢酸		◎			◎			◎			◎		0.02mg/L以下
クロロホルム		◎			◎			◎			◎		0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸		◎			◎			◎			◎		0.03mg/L以下
ジブromクロロメタン		◎			◎			◎			◎		0.1mg/L以下
臭素酸		◎			◎			◎			◎		0.01mg/L以下
総トリハロメタン		◎			◎			◎			◎		0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸		◎			◎			◎			◎		0.03mg/L以下
ブromジクロロメタン		◎			◎			◎			◎		0.03mg/L以下
ブromホルム		◎			◎			◎			◎		0.09mg/L以下
ホルムアルデヒド		◎			◎			◎			◎		0.08mg/L以下
亜鉛及びその化合物					○								1.0mg/L以下
アルミニウム及びその化合物					○								0.2mg/L以下
鉄及びその化合物					○								0.3mg/L以下
銅及びその化合物					○								1.0mg/L以下
ナトリウム及びその化合物					○								200mg/L以下
マンガン及びその化合物					○								0.05mg/L以下
塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	200mg/L以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○								300mg/L以下
蒸発残留物					○								500mg/L以下
陰イオン界面活性剤					○								0.2mg/L以下
ジオスミン					□								0.0001mg/L以下
2-メチルイソボルネオール					□								0.0001mg/L以下
非イオン界面活性剤					○								0.02mg/L以下
フェノール類					○								0.005mg/L以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	3mg/L以下
pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5.8以上8.6以下
味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	異常でないこと
臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	異常でないこと
色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5度以下
濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	2度以下
残留塩素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0.1mg/L以上
項目数	9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21	9	

※ 「○」は、一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能な項目。  
 ※ 「□」は、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、これらの物質を産生する藻類等の発生時期に併せて月1回以上実施する項目。  
 ※ 「●」は、月1回以上実施する項目。  
 ※ 「◎」は、3ヶ月に1回以上実施する項目。

## 各簡易水道施設水質検査業務委託 月別検査項目

施設名	南富良野町簡易水道(北落合地区)											
	原水											
分析区分(試料名)	北落合浄水場 着水室(空知川支流幾寅川)											
採水場所	検査月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
項目名												
一般細菌				○								
大腸菌				○								
カドミウム及びその化合物				○								
水銀及びその化合物				○								
セレン及びその化合物				○								
鉛及びその化合物				○								
ヒ素及びその化合物				○								
六価クロム化合物				○								
亜硝酸態窒素				○								
シアン化物イオン及び塩化シアン				○								
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○								
フッ素及びその化合物				○								
ホウ素及びその化合物				○								
四塩化炭素				○								
1,4-ジオキサン				○								
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				○								
ジクロロメタン				○								
テトラクロロエチレン				○								
トリクロロエチレン				○								
ベンゼン				○								
塩素酸												
クロロ酢酸												
クロロホルム												
ジクロロ酢酸												
ジブロモクロロメタン												
臭素酸												
総トリハロメタン												
トリクロロ酢酸												
プロモジクロロメタン												
プロモホルム												
ホルムアルデヒド												
亜鉛及びその化合物				○								
アルミニウム及びその化合物				○								
鉄及びその化合物				○								
銅及びその化合物				○								
ナトリウム及びその化合物				○								
マンガン及びその化合物				○								
塩化物イオン				○								
カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○								
蒸発残留物				○								
陰イオン界面活性剤				○								
ジオスミン				○								
2-メチルイソボルネオール				○								
非イオン界面活性剤				○								
フェノール類				○								
有機物(全有機炭素(TOC)の量)				○								
pH値				○								
味												
臭気				○								
色度				○								
濁度				○								
残留塩素												
嫌気性芽胞菌※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌※(定量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌※(定性)												
クリプトスポリジウム	○			○				○			○	
ジアルジア	○			○				○			○	
項目数	2	1	1	41	1	1	2	1	1	2	1	1









## 各簡易水道施設水質検査業務委託 月別検査項目

施設名	南富良野町簡易水道(東鹿越地区)											
分析区分(試料名)	原水											
採水場所	東鹿越地区飲料水供給施設 着水室											
項目名	検査月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般細菌				○								
大腸菌				○								
カドミウム及びその化合物				○								
水銀及びその化合物				○								
セレン及びその化合物				○								
鉛及びその化合物				○								
ヒ素及びその化合物				○								
六価クロム化合物				○								
亜硝酸態窒素				○								
シアン化物イオン及び塩化シアン				○								
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○								
フッ素及びその化合物				○								
ホウ素及びその化合物				○								
四塩化炭素				○								
1,4-ジオキサン				○								
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				○								
ジクロロメタン				○								
テトラクロロエチレン				○								
トリクロロエチレン				○								
ベンゼン				○								
塩素酸												
クロロ酢酸												
クロロホルム												
ジクロロ酢酸												
ジブロモクロロメタン												
臭素酸												
総トリハロメタン												
トリクロロ酢酸												
プロモジクロロメタン												
プロモホルム												
ホルムアルデヒド												
亜鉛及びその化合物				○								
アルミニウム及びその化合物				○								
鉄及びその化合物				○								
銅及びその化合物				○								
ナトリウム及びその化合物				○								
マンガン及びその化合物				○								
塩化物イオン				○								
カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○								
蒸発残留物				○								
陰イオン界面活性剤				○								
ジェオスミン				○								
2-メチルイソボルネオール				○								
非イオン界面活性剤				○								
フェノール類				○								
有機物(全有機炭素(TOC)の量)				○								
pH値				○								
味												
臭気				○								
色度				○								
濁度				○								
残留塩素												
嫌気性芽胞菌※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌※(定量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌※(定性)												
クリプトスポリジウム	○			○			○			○		
ジアルジア	○			○			○			○		
項目数	2	1	1	41	1	1	2	1	1	2	1	1

各簡易水道施設水質検査業務委託 月別検査項目

施設名	南富良野町簡易水道(かなやま湖畔森林公園地区)											
分析区分(試料名)	原水											
採水場所	湖畔野営場浄水場 着水室											
項目名	検査月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般細菌				○								
大腸菌				○								
カドミウム及びその化合物				○								
水銀及びその化合物				○								
セレン及びその化合物				○								
鉛及びその化合物				○								
ヒ素及びその化合物				○								
六価クロム化合物				○								
亜硝酸態窒素				○								
シアン化物イオン及び塩化シアン				○								
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○								
フッ素及びその化合物				○								
ホウ素及びその化合物				○								
四塩化炭素				○								
1,4-ジオキサン				○								
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				○								
ジクロロメタン				○								
テトラクロロエチレン				○								
トリクロロエチレン				○								
ベンゼン				○								
塩素酸												
クロロ酢酸												
クロロホルム												
ジクロロ酢酸												
ジブロモクロロメタン												
臭素酸												
総トリハロメタン												
トリクロロ酢酸												
プロモジクロロメタン												
プロモホルム												
ホルムアルデヒド												
亜鉛及びその化合物				○								
アルミニウム及びその化合物				○								
鉄及びその化合物				○								
銅及びその化合物				○								
ナトリウム及びその化合物				○								
マンガン及びその化合物				○								
塩化物イオン				○								
カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○								
蒸発残留物				○								
陰イオン界面活性剤				○								
ジェオスミン				○								
2-メチルイソボルネオール				○								
非イオン界面活性剤				○								
フェノール類				○								
有機物(全有機炭素(TOC)の量)				○								
pH値				○								
味												
臭気				○								
色度				○								
濁度				○								
残留塩素												
嫌気性芽胞菌※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌※(定量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌※(定性)												
クリプトスポリジウム	○			○				○			○	
ジアルジア	○			○				○			○	
項目数	2	1	1	41	1	1	2	1	1	2	1	1

令和5年度 南富良野町水質検査予定頻度及び設定理由(北落合地区)

項目名	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	1/5 1年1回頻度可	1/10 3年1回頻度可	原則 検査頻度	1/5 超過	1/10 1/5以下	1/10 以下	検査頻度	年間検査回数	設定理由
1 一般細菌	100個/ml以下	0	不検出	0	—	—	月1回	—	—	—	1回	12	法令通り毎月検査
2 大腸菌	不検出	—	—	不検出	—	—	月1回	—	—	—	1回	12	法令通り毎月検査
3 カミコウム及びその化合物	0.003mg/以下	—	—	<0.0003	0.0006	0.0003	3年1回	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/以下	—	—	<0.00005	0.0001	0.00005	3年1回	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
5 セレン及びその化合物	0.01mg/以下	—	—	<0.001	0.002	0.001	3年1回	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
6 鉛及びその化合物	0.01mg/以下	—	—	<0.001	0.002	0.001	3年1回	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
7 砒素及びその化合物	0.02mg/以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002	3ヶ月1回	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令改正のため年4回検査(令和2年4月1日より法令改正)
8 六価クロム化合物	0.04mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.008	0.004	3ヶ月1回	—	—	—	3ヶ月1回	4	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
9 亜硝酸態窒素	0.01mg/以下	3.81	3.88	4.2	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
10 シアン化合物及び塩シアン	10mg/以下	—	—	<0.05	0.16	0.08	3年1回	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.8mg/以下	—	—	<0.1	0.2	0.1	3年1回	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
12 フッ素及びその化合物	0.002mg/以下	—	—	<0.0002	0.0004	0.0002	3年1回	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
13 ホウ素及びその化合物	0.05mg/以下	—	—	<0.001	0.008	0.004	3年1回	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
14 四塩化炭素	0.04mg/以下	—	—	<0.001	0.008	0.004	3年1回	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
15 1,4-ジオキササン	0.02mg/以下	—	—	<0.001	0.004	0.002	3年1回	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
16 1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.01mg/以下	—	—	<0.001	0.002	0.001	3年1回	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
17 ジクロロメタン	0.01mg/以下	—	—	<0.001	0.002	0.001	3年1回	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/以下	—	—	<0.001	0.002	0.001	3年1回	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
19 トリクロロエチレン	0.01mg/以下	—	—	<0.001	0.002	0.001	3年1回	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
20 ベンゼン	0.01mg/以下	—	—	<0.001	0.002	0.001	3年1回	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
21 塩素酸	0.6mg/以下	0.17	0.15	0.14	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)
22 クロロ酢酸	0.02mg/以下	<0.001	<0.001	<0.002	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
23 クロロホルム	0.06mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/以下	<0.001	<0.001	<0.003	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
25 ジプロクロロメタン	0.1mg/以下	0.002	0.002	0.002	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)
26 臭素酸	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
27 総トリハロメタン	0.1mg/以下	<0.001	<0.001	<0.003	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/以下	<0.001	<0.001	<0.003	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
29 プロモジクロロメタン	0.03mg/以下	0.001	0.001	0.002	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
30 プロモホルム	0.09mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/以下	<0.003	<0.003	<0.008	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
32 亜鉛及びその化合物	1mg/以下	—	—	<0.01	0.2	0.1	3年1回	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/以下	—	—	<0.02	0.04	0.02	3年1回	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
34 鉄及びその化合物	0.3mg/以下	—	—	<0.03	0.06	0.03	3年1回	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
35 銅及びその化合物	1mg/以下	—	—	<0.01	0.2	0.1	3年1回	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/以下	—	—	5.8	40	20	3年1回	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/以下	—	—	<0.005	0.01	0.005	3年1回	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
38 塩化物イオン	200mg/以下	3.2	3.3	3.3	—	—	月1回	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
39 カルシウム-マグネシウム等(硬度)	300mg/以下	—	—	87	—	—	月1回	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
40 蒸発残留物	500mg/以下	—	—	84	60	30	3ヶ月1回	—	—	—	3ヶ月1回	4	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/以下	—	—	<0.02	0.04	0.02	3年1回	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
42 ジェオスミン	0.0001mg/以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	性状確認のため年1回	—	—	—	年1回	1	性状確認のため年1回
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	性状確認のため年1回	—	—	—	年1回	1	性状確認のため年1回
44 非イオン界面活性剤	0.00001mg/以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	3年1回	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
45 フェノール類	0.005mg/以下	—	—	<0.002	0.004	0.002	3ヶ月1回	—	—	—	3ヶ月1回	4	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
46 有機物(TOC)	3mg/以下	0.4	0.4	0.3	—	—	概ね	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
47 pH値	5.8~8.6	6.8~7.2	6.9~7.2	6.7~6.9	—	—	月1回	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
48 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	月1回	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
49 臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	月1回	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
50 色度	5度以下	<1	<1	<0.5	—	—	月1回	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
51 濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	月1回	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査

注1 過去の成績については、令和5年3月までの成績です。  
注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査については3ヶ月に1回実施。  
注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。  
1日1回行う検査

項目名	年間検査回数
1 色	365
2 濁り	365
3 消毒の塩素効果(残留塩素)	365

令和5年度 南富良野町水質検査予定頻度及び設定理由(落合地区)

項目名	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	1/5 1年1回検査可	1/10 3年1回検査可	原則 検査頻度	1/5 超過	1/10 超過	1/5以下 1/10超過	検査頻度	年間検査回数	設定理由
1 一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	—	—	月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
2 大腸菌	不検出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0006	0.0003	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
4 水銀及びその化合物	0.005mg/以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001	0.0005	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
5 セレン及びその化合物	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
6 鉛及びその化合物	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
8 六価クロム化合物	0.02mg/以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002	—	—	—	—	4	法令改正のため年4回検査(令和2年4月1日より法令改正)	
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.008	0.004	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/以下	—	—	—	2	1	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/以下	<0.05	<0.05	<0.05	0.16	0.08	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
13 ホウ素及びその化合物	1mg/以下	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	0.1	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
14 四塩化砒素	0.02mg/以下	—	—	—	<0.002	0.0004	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/以下	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	0.005	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.008	0.004	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
17 ジクロロメタン	0.02mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.004	0.002	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
19 トリクロロエチレン	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
20 ベンゼン	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
21 塩素酸	0.6mg/以下	<0.06	<0.06	<0.06	0.07	—	—	—	—	—	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)	
22 クロロ酢酸	0.02mg/以下	<0.001	<0.001	<0.002	—	—	—	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
23 クロロホルム	0.06mg/以下	0.001	0.002	<0.001	—	—	—	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/以下	<0.001	<0.001	<0.003	—	—	—	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
26 臭素酸	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
27 総リハロメタン	0.1mg/以下	0.001	0.004	<0.001	—	—	—	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/以下	<0.001	0.001	<0.003	—	—	—	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
29 プロモクロロメタン	0.03mg/以下	<0.001	0.002	<0.001	—	—	—	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
30 プロモホルム	0.09mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/以下	<0.003	<0.003	<0.008	—	—	—	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
32 亜鉛及びその化合物	1mg/以下	—	—	<0.01	0.2	0.1	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/以下	—	—	<0.02	0.04	0.02	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
34 鉄及びその化合物	0.3mg/以下	—	—	<0.03	0.06	0.03	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
35 銅及びその化合物	1mg/以下	—	—	<0.01	0.2	0.1	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/以下	—	—	3.2	40	20	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/以下	—	—	<0.005	0.01	0.005	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
38 塩化物イオン	200mg/以下	5.3	5.7	5.6	—	—	概ね月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
39 カルシウム-マグネシウム等(硬度)	300mg/以下	—	—	14	60	30	3ヶ月	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
40 蒸発残留物	500mg/以下	—	—	30	100	50	1回以上	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/以下	—	—	<0.02	0.04	0.02	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
42 ジェオスミン	0.0001mg/以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	—	—	—	—	1	性状確認のため年1回	
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	—	—	—	—	1	性状確認のため年1回	
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/以下	—	—	<0.002	0.004	0.002	3ヶ月	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
45 フェノール類	0.005mg/以下	—	—	<0.0005	0.001	0.0005	1回以上	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
46 有機物(TOC)	3mg/以下	0.3	0.4	<0.3	—	—	概ね	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
47 pH値	5.8~8.6	6.7~7.1	6.8~7.3	<0.3	—	—	概ね	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
48 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
49 臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
50 色度	5度以下	<1	<1	<0.5	—	—	—	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
51 濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	—	—	—	12	法令通り毎月検査	

注1 過去の成績については、令和5年3月までの成績です。  
 注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査についてはその値を記載。  
 注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。  
 1日1回行う検査

項目名	年間検査回数
1 色	365
2 濁り	365
3 消毒の塩素効果(残留塩素)	365

令和5年度 南富良野町水質検査予定頻度及び設定理由(幾寅地区)

項目名	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	1/5 1年1回検査可	1/10 3年1回検査可	原則 検査頻度	1/5 超過	1/10 超過	1/10 以下	検査頻度	年間検査回数	設定理由
1 一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	—	—	月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	—	—	月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0006	0.0003	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
4 水銀及びその化合物	0.005mg/l以下	—	—	<0.0005	0.0001	0.00005	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	—	—	<0.001	0.002	0.001	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	—	—	<0.001	0.002	0.001	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
7 七素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令改正のため年4回検査(令和2年4月1日より法令改正)	
8 六価クロム化合物	0.02mg/l以下	—	<0.004	<0.004	0.008	0.004	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	10mg/l以下	—	—	0.3	2	1	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.8mg/l以下	—	—	<0.05	0.16	0.08	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
12 ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	—	—	<0.1	0.2	0.1	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
14 四塩化炭素	0.02mg/l以下	—	—	<0.002	0.004	0.002	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	—	—	<0.005	0.01	0.005	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	—	—	<0.001	0.008	0.004	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	—	—	<0.001	0.004	0.002	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	—	—	<0.001	0.002	0.001	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	—	—	<0.001	0.002	0.001	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
20 ベンゼン	0.01mg/l以下	—	—	<0.001	0.002	0.001	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
21 塩素酸	0.6mg/l以下	0.08	0.08	0.09	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)	
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.002	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
23 クロロホルム	0.06mg/l以下	0.009	0.008	0.005	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.006	0.005	0.006	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
26 臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.010	0.010	0.005	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.007	0.007	0.008	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
29 プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001	0.002	<0.001	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
30 プロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.008	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
32 亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	—	—	<0.01	0.2	0.1	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.13	0.14	0.13	0.04	0.02	3ヶ月1回	—	—	—	4	1/5超過のため年4回	
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	—	—	<0.03	0.06	0.03	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
35 銅及びその化合物	1mg/l以下	—	—	<0.01	0.2	0.1	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	—	—	2.9	40	20	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	—	—	<0.005	0.01	0.005	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
38 塩化水素	200mg/l以下	3.0	3.0	3.3	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
39 カルシウム-マangan等(硬度)	300mg/l以下	—	—	13	60	30	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
40 蒸発残留物	500mg/l以下	—	—	37	100	50	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	—	—	<0.02	0.04	0.02	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
42 ジェオスミン	0.0001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	3ヶ月1回	—	—	—	1	性状確認のため年1回	
43 2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	3ヶ月1回	—	—	—	1	性状確認のため年1回	
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	—	—	<0.002	0.004	0.002	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
45 フェノール類	0.005mg/l以下	—	—	<0.0005	0.001	0.0005	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
46 有機物(TOC)	3mg/l以下	1.0	1.5	0.9	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
47 pH値	5.8~8.6	7.0~7.2	7.0~7.2	6.8~7.0	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
48 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
49 臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
50 色度	5度以下	2	4	1.9	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
51 濁度	2度以下	<0.1	<0.1	0.1	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	

注1 過去の成績については、令和5年3月までの成績です。  
 注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値、年1回検査についてはその値を記載。  
 注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。  
 1日1回検査

項目名	年間検査回数
1 色	365
2 濁り	365
3 消毒の塩素効果(残留塩素)	365

令和5年度 南富良野町水質検査予定頻度及び設定理由(金山・下金山地区)

項目名	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	1/5 1年1回検査可	1/10 3年1回検査可	原則 検査頻度	1/5 超過	1/10超過 1/5以下	1/10 以下	検査頻度	年間検査回数	設定理由
1 一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	—	—	月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	—	—	月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/以下	—	—	<0.0003	0.0006	0.0003	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/以下	—	—	<0.00005	0.0001	0.00005	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
5 セレン及びその化合物	0.01mg/以下	—	—	<0.001	0.002	0.001	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
6 鉛及びその化合物	0.01mg/以下	—	—	<0.001	0.002	0.001	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/以下	—	—	<0.001	0.002	0.001	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
8 六価クロム化合物	0.02mg/以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令改正のため年4回検査(令和2年4月1日より法令改正)	
9 亜硝酸塩窒素	0.04mg/以下	—	—	<0.004	0.008	0.004	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/以下	—	—	0.2	2	1	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
12 フッ素及びその化合物	1mg/以下	—	—	0.06	0.16	0.08	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
13 ホウ素及びその化合物	0.02mg/以下	—	—	<0.1	0.2	0.1	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
14 四塩化砒素	0.05mg/以下	—	—	<0.0002	0.0004	0.0002	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
15 1,4-ジオキサン	0.04mg/以下	—	—	<0.005	0.01	0.005	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.02mg/以下	—	—	<0.001	0.008	0.004	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
17 ジクロロメタン	0.01mg/以下	—	—	<0.001	0.004	0.002	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/以下	—	—	<0.001	0.002	0.001	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
19 トリクロロエチレン	0.01mg/以下	—	—	<0.001	0.002	0.001	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
20 ベンゼン	0.01mg/以下	—	—	<0.001	0.002	0.001	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
21 塩素酸	0.6mg/以下	0.09	0.10	<0.01	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)	
22 クロロ酢酸	0.02mg/以下	<0.001	<0.001	<0.002	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
23 クロロホルム	0.06mg/以下	0.006	0.003	0.003	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/以下	0.004	0.003	<0.003	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
25 ジクロロメチロメタン	0.1mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
26 臭素酸	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)	
27 総トリハロメタン	0.1mg/以下	0.008	0.005	0.003	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/以下	0.004	0.002	<0.003	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
29 プロモジクロロメタン	0.03mg/以下	0.002	0.002	<0.001	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
30 プロモホルム	0.09mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/以下	<0.003	<0.003	<0.008	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
32 亜鉛及びその化合物	1mg/以下	—	—	<0.1	0.2	0.1	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/以下	—	—	<0.02	0.04	0.02	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
34 鉄及びその化合物	0.3mg/以下	—	—	<0.03	0.06	0.03	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
35 銅及びその化合物	1mg/以下	—	—	<0.1	0.2	0.1	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/以下	—	—	4.2	40	20	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/以下	—	—	<0.005	0.01	0.005	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
38 塩化物イオン	200mg/以下	5.8	5.9	6.4	—	—	月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
39 加塩、カネソム等(硬度)	300mg/以下	—	—	22	60	30	月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
40 蒸発残留物	500mg/以下	76	94	48	100	50	1/10超過 1/5以下	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/以下	—	—	<0.02	0.04	0.02	3ヶ月1回以上	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
42 ジェオスミン	0.0001mg/以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	性状確認のため年1回	—	—	—	1	性状確認のため年1回	
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	性状確認のため年1回	—	—	—	1	性状確認のため年1回	
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/以下	—	—	<0.002	0.004	0.002	3ヶ月1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
45 フェノール類	0.005mg/以下	—	—	<0.0005	0.001	0.0005	3ヶ月1回以上	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
46 有機物(TOC)	3mg/以下	1.3	1.1	0.8	—	—	概ね	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
47 pH値	5.8~8.6	7.0~7.3	7.0~7.4	6.8~7.0	—	—	概ね	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
48 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	概ね	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
49 臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	概ね	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
50 色度	5度以下	2	1	0.6	—	—	月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
51 濁度	2度以下	<0.1	<0.1	0.1未満	—	—	月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	

注1 過去の成績については、令和5年3月までの成績です。  
 注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。  
 注3 省略不可項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。  
 1日1回行う検査

項目名	年間検査回数
1 色	365
2 濁り	365
3 消毒の塩素効果(残留塩素)	365

令和5年度 南富良野町水質検査予定頻度及び設定理由(下金山地区)

項目名	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	1/5 1年1回検査可	1/10 3年1回検査可	原則 検査頻度	1/5 超過	1/10 超過	1/10 超過	検査頻度	年間検査回数	設定理由
1 一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	—	—	月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	—	—	月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0006	0.0003	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	0.0001	0.00005	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
5 セレン及びその化合物	0.01mg/以下	—	—	—	<0.001	0.002	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
6 鉛及びその化合物	0.01mg/以下	—	—	—	<0.001	0.002	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/以下	—	—	—	<0.001	0.002	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
8 六価クロム化合物	0.02mg/以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令改正のため年4回検査(令和2年4月1日より法令改正)	
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/以下	—	—	—	<0.004	0.008	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/以下	—	—	—	0.1	2	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
12 フッ素及びその化合物	1mg/以下	—	—	—	0.05	0.16	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
13 ホウ素及びその化合物	0.02mg/以下	—	—	—	<0.1	0.2	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
14 四塩化炭素	0.002mg/以下	—	—	—	<0.002	0.004	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
15 1,4-ジオキサゼン	0.05mg/以下	—	—	—	<0.005	0.01	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
16 1,4-ジ-2-チオピリジン及びヒトキス-1,2-ジチオピリジン	0.04mg/以下	—	—	—	<0.001	0.008	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
17 ジクロロメタン	0.02mg/以下	—	—	—	<0.001	0.004	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/以下	—	—	—	<0.001	0.002	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
19 トリクロロエチレン	0.01mg/以下	—	—	—	<0.001	0.002	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
20 ベンゼン	0.01mg/以下	—	—	—	<0.001	0.002	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
21 塩素酸	0.6mg/以下	0.10	0.19	0.19	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)	
22 クロロ酢酸	0.02mg/以下	<0.001	<0.001	<0.002	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
23 クロロホルム	0.06mg/以下	0.015	0.010	0.006	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/以下	0.009	0.003	<0.003	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/以下	0.001	<0.001	<0.001	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
26 臭素酸	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
27 総トリハロメタン	0.1mg/以下	0.022	0.012	0.008	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/以下	0.014	0.005	0.005	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
29 プロモクロロメタン	0.03mg/以下	0.006	0.003	0.002	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
30 プロモホルム	0.09mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/以下	<0.003	<0.003	<0.008	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
32 亜鉛及びその化合物	1mg/以下	—	—	0.03	0.2	0.1	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/以下	<0.01	<0.01	<0.02	0.04	0.02	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
34 鉄及びその化合物	0.3mg/以下	—	—	0.03	0.06	0.03	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
35 銅及びその化合物	1mg/以下	—	—	<0.01	0.2	0.1	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/以下	—	—	4.6	40	20	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/以下	—	—	<0.005	0.01	0.005	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
38 塩化イオン	200mg/以下	6.9	5.9	6.2	—	—	月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
39 加ジュム-カネサム等(硬度)	300mg/以下	—	—	23	60	30	月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
40 蒸発残留物	500mg/以下	73	75	49	100	50	1/10超過 1/5以下	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/以下	<0.00001	<0.00001	<0.00001	0.00002	0.00001	3ヶ月 1回以上	—	—	—	1	1/10超過 1/5以下のため年1回	
42 ジェオスミン	0.00001mg/以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	3ヶ月 1回以上	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
43 2-メチルイソホルノール	0.00001mg/以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	3ヶ月 1回以上	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
44 非イオン界面活性剤	0.00001mg/以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	3ヶ月 1回以上	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
45 フェノール類	0.005mg/以下	—	—	<0.002	0.004	0.002	3ヶ月 1回以上	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
46 有機物(TOC)	3mg/以下	1.5	1.1	0.8	0.001	0.0005	概ね 月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
47 pH値	5.8~8.6	7.3~7.5	7.1~7.5	7.1	—	—	概ね 月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
48 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	概ね 月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
49 臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	概ね 月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
50 色度	5度以下	2	1	0.8	—	—	概ね 月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
51 濁度	2度以下	<0.1	<0.1	0.1未満	—	—	概ね 月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	

注1 過去の成績については、令和5年3月までの成績です。

注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値、年1回検査についてはその値を記載。

注3 省路不可能項目の検査頻度については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。

1日1回行う検査

項目名	年間検査回数
1 色	365
2 濁り	365
3 消毒の塩素効果(残留塩素)	365

令和5年度 南富良野町水質検査予定頻度及び設定理由(東鹿越地区)

項目名	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	1/5 1年1回検査可	1/10 3年1回検査可	原則 検査頻度	1/5 超過	1/10 超過	検査頻度	年間検査回数	設定理由
1 一般細菌	100個/m以下	0	0	0	—	—	月1回	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
2 大腸菌	不検出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	法令通り毎月検査
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0006	0.0003	—	—	—	月1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
4 水銀及びその化合物	0.005mg/以下	—	—	—	0.0001	0.00005	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
5 セレン及びその化合物	0.01mg/以下	—	—	—	<0.001	0.0002	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
6 鉛及びその化合物	0.01mg/以下	—	—	—	0.001	0.0001	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/以下	—	—	—	0.002	0.0001	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
8 六価クロム化合物	0.02mg/以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令改正のため年4回検査(令和2年4月1日より法令改正)
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/以下	—	—	—	0.008	0.004	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/以下	—	—	—	2	1	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
12 フッ素及びその化合物	1mg/以下	—	—	—	0.16	0.08	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
13 ホウ素及びその化合物	0.02mg/以下	—	—	—	0.2	0.1	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
14 四塩化砒素	0.05mg/以下	—	—	—	0.004	0.0002	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/以下	—	—	—	0.005	0.01	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
16 1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/以下	—	—	—	0.008	0.004	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
17 ジクロロメタン	0.02mg/以下	—	—	—	0.004	0.002	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
18 トラクロロエチレン	0.01mg/以下	—	—	—	0.001	0.0001	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
19 トリクロロエチレン	0.01mg/以下	—	—	—	0.002	0.001	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
20 ベンゼン	0.01mg/以下	—	—	—	0.002	0.001	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
21 塩素酸	0.6mg/以下	0.09	0.17	0.22	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)
22 クロロ酢酸	0.02mg/以下	<0.001	<0.001	<0.002	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
23 クロロホルム	0.06mg/以下	0.009	0.009	0.017	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/以下	0.005	0.006	0.012	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
25 ジクロロメタン	0.1mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
26 臭素酸	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)
27 総トリハロメタン	0.1mg/以下	0.011	0.011	0.019	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/以下	0.007	0.009	0.028	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
29 プロモジクロロメタン	0.02mg/以下	0.002	0.002	0.002	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
30 プロモホルム	0.09mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/以下	<0.003	<0.003	<0.008	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
32 亜鉛及びその化合物	1mg/以下	—	—	0.04	0.2	0.1	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/以下	<0.01	—	<0.02	0.04	0.02	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
34 鉄及びその化合物	0.3mg/以下	0.05	0.06	0.06	0.06	0.03	—	—	—	3ヶ月1回	4	平成30年度に1/5を超過し、令和3年度が1/5のため年に4回
35 銅及びその化合物	1mg/以下	—	—	<0.01	0.2	0.1	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/以下	—	—	3.3	40	20	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/以下	—	—	<0.005	0.01	0.005	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
38 塩化物イオン	200mg/以下	—	—	3.2	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
39 加ハルム、マグネシウム等(硬度)	300mg/以下	5.1	3.5	3.2	—	—	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
40 蒸発残留物	500mg/以下	57	64	26	60	30	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/以下	—	—	<0.02	100	50	—	—	—	3ヶ月1回	4	1/10超過1/5以下のため年1回
42 ジェオスミン	0.0001mg/以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
43 2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	—	—	—	年1回	1	性状確認のため年1回
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/以下	—	—	<0.002	0.004	0.002	—	—	—	年1回	1	性状確認のため年1回
45 フェノール類	0.005mg/以下	—	—	<0.0005	0.001	0.0005	—	—	—	3ヶ月1回	4	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
46 有機物(TOC)	3mg/以下	0.8	1.0	1.5	—	—	—	—	—	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
47 pH値	5.8~8.6	7.3~7.6	7.2~7.6	7.0~7.4	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
48 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
49 臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
50 色度	5度以下	1	3	2.9	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
51 濁度	2度以下	<0.1	<0.1	0.2	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査

注1 過去の成績については、令和5年3月までの成績です。

注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査についてはその値を記載。

注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。

1日1回行う検査

項目名	年間検査回数
1 色	365
2 濁り	365
3 消毒の塩素効果(残留塩素)	365

項目名	5月(鉄)	8月(鉄)
1 色	0.05	0.04
2 濁り	0.05	0.04
3 消毒の塩素効果(残留塩素)	0.05	0.04

令和5年度 南富良野町水質検査予定頻度及び設定理由(かなやま湖畔森林公園地区)

項目名	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	1/5 1年1回検査可	1/10 3年1回検査可	原則 検査頻度	1/5 超過	1/10 超過 1/5以下	1/10 超過 1/5以下	検査頻度	年間検査回数	設定理由
1 一般細菌	100個/ml以下	不検出	0	0	—	—	月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
2 大腸菌	不検出	—	—	—	—	—	月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
3 ガドリウム及びその化合物	0.003mg/以下	—	<0.0003	<0.0003	0.0006	0.0003	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/以下	—	<0.00005	<0.00005	0.0001	0.00005	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
5 セレン及びその化合物	0.01mg/以下	—	<0.001	<0.001	0.002	0.001	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
6 鉛及びその化合物	0.01mg/以下	—	<0.001	<0.001	0.002	0.001	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/以下	—	<0.001	<0.001	0.002	0.001	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
8 六価クロム化合物	0.02mg/以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令改正のため年4回検査(令和2年4月1日より法令改正)	
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/以下	—	<0.001	<0.001	0.008	0.004	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01mg/以下	—	<0.001	<0.001	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/以下	—	<0.1	<0.1	2	1	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
12 フッ素及びその化合物	1mg/以下	—	<0.05	<0.05	0.16	0.08	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
13 ホウ素及びその化合物	0.02mg/以下	—	<0.1	<0.1	0.2	0.1	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
14 四塩化炭素	0.05mg/以下	—	<0.0002	<0.0002	0.0004	0.0002	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/以下	—	<0.005	<0.005	0.01	0.005	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
16 1,4-ジクロロベンゼン及び1,2-ジクロロベンゼン	0.04mg/以下	—	<0.001	<0.001	0.008	0.004	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
17 ジクロロメタン	0.02mg/以下	—	<0.001	<0.001	0.004	0.002	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/以下	—	<0.001	<0.001	0.002	0.001	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
19 トリクロロエチレン	0.01mg/以下	—	<0.001	<0.001	0.002	0.001	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
20 ベンゼン	0.01mg/以下	—	<0.001	<0.001	0.002	0.001	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
21 塩素酸	0.6mg/以下	0.14	0.24	0.16	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)	
22 クロロ酢酸	0.02mg/以下	<0.001	<0.001	<0.002	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
23 クロロホルム	0.06mg/以下	0.007	0.006	0.004	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/以下	0.007	0.004	<0.003	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)	
26 臭素酸	0.1mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
27 総トリハロメタン	0.1mg/以下	0.009	0.009	0.006	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/以下	0.006	0.005	0.003	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
29 プロモジクロロメタン	0.02mg/以下	0.002	0.003	0.002	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
30 プロモホルム	0.09mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/以下	<0.003	<0.003	<0.008	—	—	3ヶ月1回	—	—	—	4	法令通り年4回検査	
32 亜鉛及びその化合物	1mg/以下	—	<0.01	<0.01	0.2	0.1	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/以下	—	<0.02	<0.02	0.04	0.02	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
34 鉄及びその化合物	0.3mg/以下	—	<0.03	<0.03	0.06	0.03	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
35 銅及びその化合物	1mg/以下	—	<0.01	<0.01	0.2	0.1	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/以下	—	—	—	40	20	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/以下	—	<0.005	<0.005	0.01	0.005	3年1回	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
38 塩化物イオン	200mg/以下	6.0	5.9	6.1	—	—	月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/以下	43.4	44.1	29	60	30	1/10超過 1/5以下	—	—	—	1	1/10超過1/5以下のため年1回	
40 蒸発残留物	500mg/以下	76	85	47	100	50	3ヶ月 1回以上	—	—	—	1	1/10超過1/5以下のため年1回	
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/以下	—	<0.02	<0.02	0.04	0.02	3ヶ月 1回以上	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
42 ジェオミン	0.0001mg/以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	性状確認のため年1回	—	—	—	1	性状確認のため年1回	
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	性状確認のため年1回	—	—	—	1	性状確認のため年1回	
44 フェニール系界面活性剤	0.02mg/以下	—	<0.002	<0.002	0.004	0.002	3ヶ月 1回以上	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
45 フェニール系界面活性剤	0.005mg/以下	—	<0.0005	<0.0005	0.001	0.0005	3ヶ月 1回以上	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
46 有機物(TOC)	3mg/以下	1.0	0.8	0.7	—	—	概ね	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
47 pH値	5.8~8.6	7.2~7.5	7.3~7.6	7.0~7.2	—	—	概ね	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
48 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
49 臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
50 色度	5度以下	<1	1	0.5未満	—	—	月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	
51 濁度	2度以下	<0.1	<0.1	0.1未満	—	—	月1回	—	—	—	12	法令通り毎月検査	

注1 過去の成績については、令和5年3月までの成績です。  
 注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。  
 注3 省除不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。  
 1日1回行う検査

項目名	年間検査回数
1 色	365
2 濁り	365
3 消毒の塩素効果(残留塩素)	365